

# 令和6年度相模原市年間監査計画

令和6年3月26日 監査委員決定  
 令和6年5月30日 監査委員決定(一部変更)

## 第1 策定方針

監査、審査及び検査(以下「監査等」という。)の結果が事務・事業の改善に資することとなるよう、内部統制の取組状況やこれまでの監査等の結果を踏まえて誤りや不正が発生するリスク等を考慮した上で相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して監査等を実施する。

## 第2 監査等の対象別実施予定時期

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財 務 監 査		第 1 期				第 2 期			第 3 期			
行 政 監 査	併用 第 1 期				併用 第 2 期			併用 第 3 期				
							単 独					
工 事 監 査	第 1 期				第 2 期			第 3 期				
財 政 援 助 団 体 等 監 査	—————											
内 部 統 制 評 価 報 告 書 審 査	—————											
決 算 審 査 及 び 基 金 運 用 状 況 審 査	—————											
健 全 化 判 断 比 率 等 審 査	—————											
例 月 現 金 出 納 検 査	—————	————— (講評)		—————	—————		—————	————— (講評)		—————	—————	—————

### 第3 監査等の種類、実施方法等

#### 1 財務監査(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第1項及び第4項の規定による監査)

##### (1) 実施方法

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。

監査対象の選定に当たっては、原則3年間で全ての局、区等を網羅するものとし、過去の実施状況を勘案して決定する。

令和6年度は、3期に分けて実施する。監査対象年度は、第1期及び第2期は令和5年度分とし、第3期は令和5年度分及び令和6年度分とする。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とする。

対象とする事務については、主にこれまでの財務監査及び行政監査の結果による指摘事項(検討すべき事項)及び注意事項をリスクとして捉え、決定する。

##### (2) 監査対象及び実施予定時期

第1期 総務局(4月~10月)

第2期 環境経済局(8月~12月)

第3期 市民局、議会局(10月~3月)

##### (3) 実施手続

ア 監査基準及び別に定める実施計画に基づき、監査の手続を行う。

イ 監査の手続は、試査又は精査による。

ウ 試査又は精査は、実査、立会、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法による。

エ 監査の手続を行った結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、監査の手続を追加して適切な監査の証拠を更に入手する。

#### 2 工事監査(法第199条第1項の規定による監査)

##### (1) 実施方法

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。

監査対象年度は令和4年度及び令和5年度とし、当該年度に実施した土木工事、建築工事等について書面調査を中心に、財務監査と併せて実施する。

対象とする事務については、工事請負費の建設工事費、需用費の施設修繕料並びに委託料の維持補修委託料及び建設事業委託料の支出に関する事務とする。

(2) 監査対象及び実施予定時期

1の財務監査と同様とする。

(3) 実施手続

1の財務監査と同様とする。

3 行政監査(法第199条第2項の規定による監査)

(1) 実施方法

市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。

(2) 監査対象及び実施予定時期

ア 財務監査と併せて実施

財務監査の対象局、区等に対し、重点調査項目としてこれまでの監査の結果、指摘の多い事項等について、財務監査と併せて実施する。

重点調査項目 委託料の支出に係る検査・検収について

監査対象及び実施予定時期は、1の財務監査と同様とする。

イ 単独実施

社会の動向や本市を取り巻く内外の諸状況等を勘案した上で、複数の局、区等に横断的に実施されている事業について時宜にかなったテーマを定めて実施する。

令和6年度の市の事務執行等の状況に応じて決定する。(9月～2月)

(3) 実施手続

1の財務監査と同様とする。

4 財政援助団体等監査(法第199条第7項の規定による監査)

(1) 実施方法

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人等、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行わ

れているかについて監査する。

#### ア 財政援助団体監査

財政援助を受けている団体に対しては、継続して市が補助金等を1,000万円以上支出している団体から監査対象団体を抽出し、財政援助を行った事業の執行及び補助金等の出納の合規性、補助金等の成果についての評価が十分に行われているかという有効性を観点として実施する。

#### イ 出資団体監査

市が出資している団体に対しては、市が資本金等の4分の1以上出資している団体から監査対象団体を抽出し、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、団体の事業の執行及び出納の合規性、出資目的に沿った事業運営が行われているかという有効性を観点として実施する。

#### ウ 公の施設の指定管理者監査

公の施設の指定管理者に対しては、当該施設の設置目的を達成するために効果的な管理が行われているかについて、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、管理に係る事務の執行及び収支会計経理の事務が、協定書等に基づき適正に行われているかという合規性、市民サービスの向上が図られているかという有効性を観点として実施する。

### (2) 監査対象及び実施予定時期

過去の実施状況等を勘案し、財政援助団体監査等を実施する。(7月～2月)

#### ア 財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

対象団体 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

所管課 健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課

#### イ 財政援助団体監査

対象団体 公益社団法人相模原市観光協会

所管課 市長公室観光政策課

### (3) 実施手続

1の財務監査と同様とする。

実施計画の策定及び監査の手続に当たっては、必要に応じて公認会計士の専門的知見を活用する。

## 5 内部統制評価報告書審査(法第150条第5項の規定による審査)

### (1) 実施方法

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行

われているかについて審査する。

(2) 審査対象及び実施予定時期

令和5年度相模原市内部統制評価報告書(6月~8月)

(3) 実施手続

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)に基づき、審査の手続を行う。

6 決算審査(法第233条第2項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定による審査)及び基金運用状況審査(法第241条第5項の規定による審査)

(1) 実施方法

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているかについて審査する。

(2) 審査対象及び実施予定時期

ア 令和5年度相模原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用の状況を示す書類(7月~8月)

イ 令和5年度相模原市公営企業会計決算(7月~8月)

(3) 実施手続

1の財務監査に準ずる。

7 健全化判断比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定による審査)及び資金不足比率審査(同法第22条第1項の規定による審査)

(1) 実施方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査する。

(2) 審査対象及び実施予定時期

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類(7月~8月)

(3) 実施手続

1の財務監査に準ずる。

8 例月現金出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査)

(1) 実施方法

会計管理者及び企業出納員の現金の出納事務が正確に行われているかについて検査する。

(2) 検査対象及び実施予定時期

ア 会計管理者所管会計 (毎月)

イ 公営企業会計 (毎月)

(3) 実施手続

1の財務監査に準ずる。

9 その他の随時監査

法の規定により監査委員が行う監査で、この計画に定めのないもの(市長からの要求監査、直接請求監査、議会からの請求監査、金融機関の公金出納監査、住民請求監査、賠償責任監査等)の実施方法等については、その実施時に定める。

## 令和 6 年度監査等及び委員協議日程

月 日	監査等	委員協議
4月25日(木)	例月現金出納検査(3月分)	財務監査・行政監査・工事監査(第1期)実施計画
5月30日(木)	例月現金出納検査(4月分)	内部統制評価報告書審査実施計画 決算審査及び基金運用状況審査実施計画 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査実施計画
7月 2日(火)	例月現金出納検査(5月分)	財政援助団体等監査実施計画
8月 2日(金)	例月現金出納検査(6月分)	財務監査・行政監査・工事監査(第2期)実施計画 内部統制評価報告書審査 決算審査及び基金運用状況審査 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査
8月 9日(金)	内部統制評価報告書審査(意見書提出) 決算審査及び基金運用状況審査(意見書提出) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査(意見書提出)	
8月28日(水)	例月現金出納検査(7月分)	行政監査(単独)実施計画
10月 3日(木)	例月現金出納検査(8月分) 財務監査・行政監査・工事監査(第1期：総務局)	財務監査・行政監査・工事監査(第3期)実施計画
10月30日(水)	例月現金出納検査(9月分)	
11月26日(火)	例月現金出納検査(10月分)	
12月25日(水)	例月現金出納検査(11月分) 財務監査・行政監査・工事監査(第2期：環境経済局)	
1月30日(木)	例月現金出納検査(12月分) 包括外部監査結果報告	
2月14日(金)	行政監査(単独)	
2月25日(火)	財政援助団体等監査	
3月11日(火)	例月現金出納検査(1月分) 財務監査・行政監査・工事監査(第3期：市民局、議会局)	
3月27日(木)	例月現金出納検査(2月分)	令和7年度年間監査計画 令和7年度例月現金出納検査実施計画